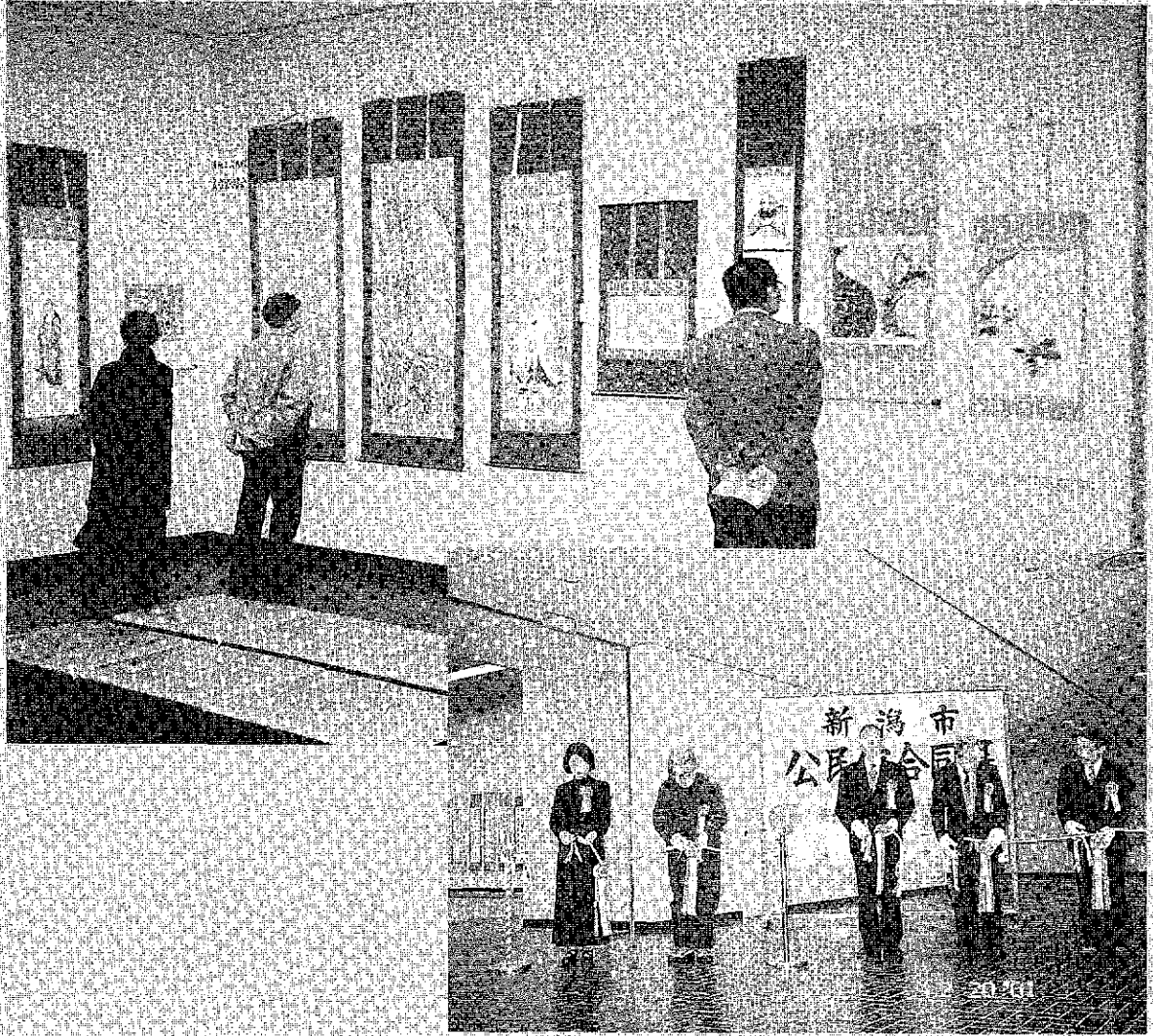


新潟県

# 公民館月報 3

平成13年3月号 通巻第577号

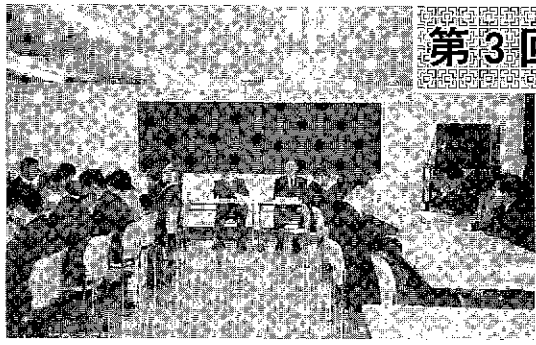


表紙 第10回新潟市公民館  
合同展  
(新潟市公民館)

特集 著作権制度の概要報告II

視点 燃えています市民ボランティア  
ひろば 地域情報館「瀬替の郷せんだ」  
サークル交流 照吉屋(白根市中央公民館)  
神林ハーモニカクラブ(神林村公民館)  
素顔拝見 菅家 裕さん(加茂市)  
福原卓也さん(津南町)

### 第3回 理事会及び臨時評議員会開催



## 平成13年度の事業計画概要(案) できる

# 全公連創立50周年記念式典は、東京・虎ノ門ホールで 第52回新潟県公民館大会は十日町市で

去る2月28日(火)の午前、新潟市中央公民館 会の発足案」等について協議され、午後の臨  
において第3回理事会が開催され、当会の「13 時評議員会の審議に委ねられ、ほぼ原案どお  
年度基本方針・重点目標、事業計画案」第52 り了承された。  
回県公民館大会概要計画案」並びに「第43回 その後会場を移して、県公連の原知事表彰  
関東甲信越公民館研究大会骨子及び準備委員 受賞を祝う会が開催された。

一、新年度の基本方針・重点目標・事業計画案について  
ほぼ前年度方針を踏まえ、(1)全公連との連

携・強化、(2)職員の資質向上を  
図る研修事業の実施、(3)情報提  
供事業の充実、(4)県公連の体質  
強化、(5)第43回関フ口研究大会  
(新潟大会)の準備体制の確立  
の五点を重点施策として取り組  
むこととした。

二、第52回県公民館大会の概要  
計画案について

主管公連の中魚・十日町社会  
教育振興会から、現代の急務の  
課題であるIT関連を中核とし  
た概要計画案が提案され、ほぼ  
原案とおりの了承された。

・期日 13年7月18日(火)  
・会場 十日町市フロス10  
・内容 基調講演、シンポジウ  
ム等

開催要項の詳細は追って紹介  
する予定である。  
三、第43回関東甲信越静公民館

研究大会(新潟大会)の概要骨  
子及び準備委員会の発足等につ  
いて提案され、これもほぼ原案  
どおり了承された。

・期日 14年8月29日(木)～30日  
・会場 北蒲・豊浦町月岡温泉  
・内容 式典、表彰、分科会協  
議、記念講演等

なお、今井会長より、全公連  
創立50周年記念式典事業への参  
加協力要請がなされたので、各  
市町村公民館においては、積極  
的な参加を期待したい。

・期日 13年11月16日(金)  
・会場 東京・文部科学省虎ノ  
門ホール  
・内容 式典、表彰、記念講演  
・参加要請数 50人程度  
式典に、皇太子殿下、同妃殿  
下のご臨席を申請中とか。

去る2月6日(火)、新潟市中央  
公民館において、下公連第3回  
評議員会が開催され、県公連か  
ら事務局長も出席した。  
議題は、(1)平成13年度下越地  
区公民館関係役員研究会につ  
いて、主管の新潟市公民館から  
提案された。

## 《下公連第3回 評議員会開催》

研修テーマは「新しい時代の  
公民館の在り方」と設定しその  
概要計画案は、  
・期日 9月11日(火)～12日(水)  
・会場 新潟市万代市民会館  
東映ホテル  
・内容、分科会、公演、記念講  
演

等で、記念講演講師は、新潟青  
陵大学教授磯井真史先生が予定  
されている。  
ついで、平成12年度歳入歳出  
についての中間報告がなされた  
後、(3)平成12年度地区別研修実  
施状況の情報交換を行った。

また、(4)平成14年度開催予定  
の第43回関東甲信越静公民館研  
究大会(新潟大会)への協力要  
請が、県公連事務局よりなされ  
た。

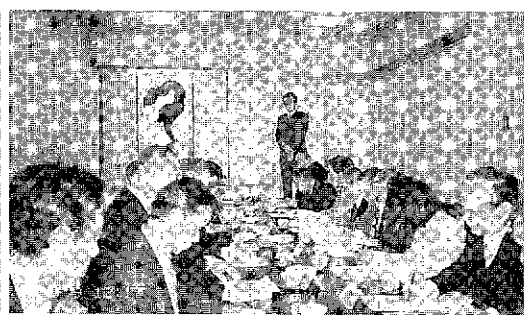
なお、平成13年度第1回評議  
員会の期日を5月15日(火)と設定  
し、閉会した。

元横浜国立大学教授 吉川 弘著

『新潟県公民館五十年誌』完成予定  
実践事例集 地域づくりと公民館  
社会教育学級等における  
学習計画立案の手順と方法

A4版 300ページ  
3,000円  
A4版 88ページ  
500円(送料実費)  
B5版 44ページ  
500円(送料実費)

公民館月報(個人購読大歓迎) 定価1部150円 年共 年極 1,800円  
申込先 ☎951-8053 新潟市川端町2-9 県林業会館内 県公民館連合会事務局 ☎・FAX025-224-6073



### 関プロ公連理事会開催

去る2月9日(金)、長野市駅前「アプラヤ」において、第2回理事会が開催され、会長、事務局長が出席した。

議案6件が協議され、ほぼ原案どおり了承された。

(1)第41回関プロ研究大会の収支決算について、大会事務局である茨城県公連より報告がなされ、(2)平成12年度関プロ公連事業及び収支決算についても、同じく担当事務局である茨城県公連より報告がなされた。

(3)第42回関プロ大会及び第24回全国公民館研究集会について、

主管の長野県公連より提案された。関連して、(1)同大会の担当都県の方担についても提案され、ほぼ了承された。

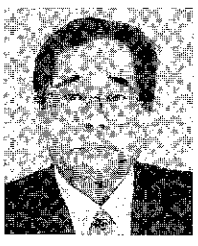
(5)平成13年度関プロ公連役員についても提案され、会長に長野県公連会長、副会長に茨城県公連会長、新潟県公連会長が就任することとなった。

なお、第24回全国公民館研究集会について、主管公連の長野県より関プロ都県から多数参加されるよう、要請がなされた。

次回の理事会は、5月31日(休)6月1日(金)開催予定。

## 視点

平成十年七月、新井市に「発見と創造」をテーマとした青少年学習施設「わくわくランド」がオープンしました。当施設の特色は、次の四点に集約されます。



- (一)自然や科学技術の不思議さ、素晴らしきを見る、触る、操作するなどの活動を通して楽しむ。二〇〇二年から学校週五日制が完全実施されていますが、子ども達の夢を育む広場として期待が寄せられている施設。
- (二)施設の数々を活用しながら知的で心地よい時間を過ごす広場。
- (三)郷土の伝統文化(料理、工芸、生活の知恵)などへの理解を深めたり愛着を高めたりする場。

### 燃えています。市民ボランティア協力指導員

関谷昇

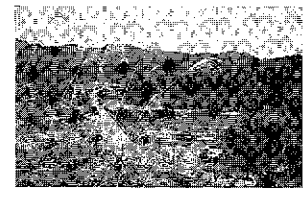
設です。一方、当施設の運営全般について、他の類似施設には見られない大きな特色があります。それは市民ボランティアによる「協力指導員」です。

現在、四十六名の市民から登録していただき、各種イベントの開催、クラブ活動の指導者及び支援者として、それぞれの個性や能力に応じて企画段階から積極的なかわりを持つていただいております。協力指導員の方々は、今、市民注視の中、子ども達の明日を視野に燃えています。

(新井青少年学習施設 施設長)

### 地域情報館「瀬替の郷せんだ」

川西町公民館運営審議会委員 小林一也



▲建設予定地

河岸段丘に雉子と呼ぶ山毛櫨の緑と、山百合の気高き川西町を、園地帯と西部の山間部に分かれ、中山間地総合整備事業が導入されました。西部地区は十集落が点在し、平成9年頃より事業がスタートし、平成13年度完成予定、総事業費十億円というところで既に、消雪パイプ、トイレ、集落内道路、ミニ公園等々完成した物もあり、最後に「仙田地域交流館」(道の駅)がオープンします。春の山菜祭り、野菜の直販、川西町子ども村、雪むる、浜海川つり大会、はたる観賞、寒丸のトロロ、大遠足、草木染め等々どれを取っても子ども達に残してやりたくて取り組んでおります。

## ひろば

しかし、少子化、高齢化がやはり問題であり、これらを解決すべく良き方法が見つければよいのですが、公民館活動と運動させながら、地域の活性化と山紫水明のこの自然を残し、子ども達が後世に引きついでくれたなら最高と考えます。

皆様も、情報をその都度発信します。道の駅「瀬替の郷せんだ」へどうぞ足を運んで下さい。お待ちしております。

# の概要報告Ⅱ

## 地区著作権セミナーより

### より抜粋報告

〈前号からの続き〉

『法人』には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。」と定義(第2条第6項)しているため、自治会、PTAのような団体もこれに含まれるなど日常で使う法人の意味より広い意味で使われていることに注意を要します。

#### ③ 映画の著作物の著作者(第16条)

映画の著作物については、プロデューサー、監督、撮影監督、美術監督など映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者となります。原作、脚本、映画音楽などの著作者は、映画の著作者ではありませんが、映画において利用された著作物の著作者としては保護されます。(なお、映画の場合、法律上、著作物と著作者が異なるとされており、映画の著作物の著作者は映画製作者であるとされています(第29条。))

#### 5. 著作者の権利

著作者がもつ権利には、大別して、人格的利益を保護する著作者人格権と財産的利益を保護する著作権の二つがありますが、通常は、著作者人格権と著作権(財産権)を合わせて著作者の権利と呼んでいます。

#### (1) 著作者人格権と著作権(財産権)

著作権及び著作者人格権は、著作物を創作した時点で発生します。権利を得るための手続きは、一切ありません(無方式主義(第17条第2項))。

著作者人格権は著作者の人格的利益を保護する権利です。著作者以外の第三者にこの権利を認めることは適切でないことから、著作者人格権を譲渡したり、相続したりすることはできないとされています(第59条)。

一方、財産的価値のある著作権は、物権や債権のように、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができます(第61条)。したがって、通常、権利が発生した時点では、著作者と著作権者は同一ですが、著作権が譲渡されたり相続されたりすれば、著作者と著作権者は異なることとなります。

#### (2) 著作者人格権の具体的な内容は以下のとおりです。

##### ① 公表権(第18条)

まだ公表されていない自分の著作物を公表するかしないかを決定する権利です。なお、公表に際し、その時期、方法等を決定することができる権利を含むとする考え方もあります。

なお、未公表の著作物の著作権を譲渡した場合や美術の著作物又は写真の著作物で未公表のもの原作品を譲渡した場合などには、著作物の公表に同意したも

#### 〔Q&A〕②

(Q2) 民話、伝説等を「聞き書き」したものに著作権はありますか。

(A2) 著作権法により、保護されるのは、思想又は感情を創作的に表現したものです。このことから、一般的には次のように考えられます。

① 人が話した民話、伝説等を聞いたままに書き写した場合は、そこに新たな創作性は認められませんので、書き写した人に著作権が発生することはありません。

② 次に、人が話した民話、伝説等の大筋の表現はそのままとし、多少の修正増減を行ったとしても、ストーリーとして異なるところがなければ、やはりそこに創作性が認められるとはいえませんので、新たに著作権は発生しません。

のと推定されます。

##### ② 氏名表示権(第19条)

自分の著作物を公表する時に、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば実名か変名かを決定する権利です。

##### ③ 同一性保持権(第20条)

著作物の性質並びにその利用目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる場合などのほか、自分の著作物の内容題号を自分の意に反して無断で改変されない権利です。

(3) 著作権の具体的な内容は以下のとおりです。なお、これらの行為については、アナログ方式の場合もデジタル方式の場合も、著作権法では区別なくカバーされています。

##### ① 複製権(第21条)

手写、印刷、写真、複写、録音、録画などのような方法であれ、著作物を形のある物に複製することに関する権利で、すべての著作物が有する最も基本的な権利です。

なお、脚本等の演劇用の著作物にあっては、その上演又は放送等を録音し、又は録画することが複製に当たるとされています。

また、建築に関する図面に従って建築物を完成することは、建築されるべき建築の著作物の複製に当たるとされています。(建築に関する図面自体は、「図形の著作物」として保護されます。)

##### ② 上演権・演奏権(第22条)

著作物を公に上演したり、演奏したりすることに関する権利で、その性質上、学術や美術の著作物には考えられません。

ここで「公に」とは、直接公衆(不特定の者又は特定多数の者)に見せ又は聞かせることを目的とすることを言います。上演、演奏には、著作物の上演、演奏で録音され又は録画されたものを公に再生すること及び著作物の上演、演奏を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)も含まれます。

##### ③ 上映権(第22条の2)

著作物を公に上映する権利であり、著作物を公衆に直接見せ又は聞かせることを目的としてスクリーン上やディスプレイ画面上に映し出す行為が対象となります。上映権は、映画の著作物に限らず、美術・写真な

## 【Q&amp;A】①

(Q1) 標語、キャッチフレーズ、題名などは著作物といえますか。  
 (A1) 標語やキャッチフレーズのようなものが著作物として保護されるかどうかは、一概に断定することはできませんが、通常は言葉を羅列して組み合わせたものに過ぎず、創作性がないことから保護されないと考えられています。ただし、標語やキャッチフレーズであるから当然著作物でないということではなく、例えば俳句に準ずるようなものなど、思想又は感情の創作的な表現物であれば、著作物に該当するものもあり得ます。

題名についても同様に考えられ、通常著作物に該当しないと考えられます。

前号からの続き

## (6) 共同著作物(第2条第1項第12号)

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分が分離して個別に利用できないものを共同著作物と呼びます。具体的には、誰がどこを分担すると決めずに共同で本を書いた場合など、それぞれの人が書いた(創作した)部分を明確に区別できない場合のことです。ただし、第1章は誰、第2章は誰と分担するところを定めて書いた場合はこれに当てはまりません。

なお、共同著作物の場合は、原則として全員が共同でその権利を行使することとされています。また、その著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます。

## (7) 権利の目的とならない著作物(第13条)

以上の著作物の例がや定義に該当し、著作物ではあるが、法律により著作権がないとされているものがあります。

具体的には、次に掲げるものです。

- ① 憲法やその他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む。)
- ② 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①から③の翻訳物や編集物で、国、地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

(注) 独立行政法人については平成13年1月6日施行

## (8) 著作者

## ① 著作者とは

著作者とは、前述した著作物を創作した人のことです。

一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが、著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。すなわち、小学生や幼稚園児などであっても、絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者となります。また、私たちが、手紙を書けば、多くの場合、その手紙が著作物となります。私たちは、日常生活を送る中で、多くの著作物を創作しています。ただ、そうした著作物が出版されたり、放送されたりして経済的に意味のある形で利用されることがほとんどないため、著作者であること及び著作権

## 特集

## 著作権制度

## 平成12年度関東甲信越静

## 基本的事項のみ著作権テキスト

をもっていることを意識することが少ないだけのことでず。

また、著作物の創作を他人や他者に委託(発注)した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわらず、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約を交わしておくことが必要になりますので、注意を要します。

## 著作者=「著作物を創作する者」(第2条第1項2号)

原則: 実際に創作活動を行った本人が著作者となります。

例外: 一定の場合に、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となる場合があります。(法人著作、職務著作と呼ばれています。)

## ② 法人著作(職務著作)(第15条)

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や公務員によって作成される各種の報告書のように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、法的には会社や国が著作者と評価されます。

しかし、国や会社の職員などが創作した著作物のすべてについて国や社会などが著作者になるわけではありません。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、国や会社などが著作者になります。(なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、下記⑩の要件を満たす必要はないこととされています。)

## 法人著作の要件

- ① その著作物を作る企画を立てるのが法人(注)その他の使用者(例えば、国や会社など。以下「法人等」という。)であること。
- ② 法人等の業務に従事する者の創作によること。
- ③ 職務上作成されること。
- ④ 公表するときに法人等の名義で公表されること。
- ⑤ 契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法では、「法人」について、「この法律にいう



## 【Q&amp;A】③

(Q3) 他人を指図して著作物を作らせたときは、指図した側と指図された側のどちらが著作権者ですか。

(A3) 著作権法上、著作権とは「著作物を創作する者」のことで、このことから、一般に他人を指図して著作物を作らせても、指図する者が非常に細部まで指図を行う場合を除き、単に企画し、又は注文をつけ、資料を提供したに過ぎないような場合には、著作物作成についての実際の創作活動を行っていないことから、その著作物の著作権とはなりません。

なお、官庁や会社の職員が職務上の義務として上司の命令のもとに著作物を作る場合については、いわゆる法人著作となることに注意を要します。

## 【Q&amp;A】④

(Q4) 懸賞募集に応募された作品や他人に委嘱してつくられた作品の著作権は誰のものですか。

(A4) このような場合に、誰が著作権を有するかは、募集要項に書かれた条件や委嘱契約の内容によって決まります。募集者が資金を出したかどうか、又は、依頼者が費用を負担したか若しくは労働の対価としてお金を支払ったかどうかということ、著作権が誰のものであるのかということ、直接には関係がありません。

もし、募集要項や契約で著作権の帰属について何も触れられていない場合には、原則的には、著作権は作品の著作者がもっています。ただし、支払われた賞金や報酬の額が非常に高い場合などは反対の解釈がなされる可能性があります。

もっとも、著作権が募集側や委嘱側になくとも、募集や委嘱の趣旨にしたがった利用はできるものと解されています。

なお、契約によって、著作権が募集者あるいは依頼者に移転したとしても、著作人権は著作者のもとに残りますので、著作者に無断でその作品に手を加えたり、著作者名を変更したりすることはできないことに注意を要します。

## 4 面より

どすべての著作物に対して認められています。

## 著作権制度の概要報告 II の 2

表権」と所有権との権利関係の調整規定については関係部分(「公表権」、「美術の著作物等の原作品の所有者による

展示)を参照してください。

## ④ 公衆送信権・伝達権 (第23条)

公衆送信権は、著作物を公衆に対して送信する権利であり、無線によるものと有線によるものの双方が含まれます。具体的には、テレビ、ラジオなどの「放送」権、CATVなどの「有線放送」権が含まれます。また、最近盛んになりつつあるデータベースのオンラインサービスやインターネットを通じた送信など、利用者のアクセスに応じて自動的に情報を送る「インタラクティブ送信」や、電話などでの注文に応じて手動で送信するファックス・サービスなども含まれます。

なお、公衆送信権は、「送信行為」そのものだけでなく、インターネットのホームページに著作物をアップロードすることなどを意味する「送信可能化」という行為にも及びます。したがって、まだ誰もアクセスしておらず通信が行われていなくても、無断でアップロード等を行うと、その時点で権利を侵害することになります。

さらに、著作権者は、公衆送信される著作物を受信装置を使って公に伝達する権利をもちます。

## ⑤ 口述権 (第24条)

言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝達することに関する権利です。「口述」には、口述で録音された著作物を再生すること及び著作物の口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)を含みます。

## ⑥ 展示権 (第25条)

美術の著作物と未発行の写真の著作物のみ認められている、これらの原作品を公に展示することに関する権利です。

原作品とは、美術の著作物にあっては画家が描いた絵のことです。写真については、その原作品とは何を指すのかについて議論のあるところですが、ネガは原作品ではなく、印画紙にプリントされたものが原作品となるものと考えられています。

なお、通常、絵画が売買されても、著作権に関する特段の合意がない限り、売主から買主へ移転するのは、有体物としての「絵画」の所有権だけで、無体物としての「美術の著作物」の著作権は、著作権者に留保されたままです。ただし、著作人権の1つである「公

## ⑦ 頒布権 (第26条)

映画の著作物をその複製物により頒布することに関する権利です。

なお頒布とは有償、無償を問わず、著作物の複製物を公衆に対して譲渡したり貸したりすることをいいますが、特に映画の著作物の場合は、たとえ1本のフィルムであっても、公衆への提示(上映)を目的として複製物を譲渡したり貸したりすれば、「頒布」に該当します(第2条第1項第19号)。

## ⑧ 譲渡権 (第26条の2)

映画以外の著作物をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の複製物を除く。)の譲渡により公衆に提供することに関する権利です。ただし、いったん適法に譲渡された複製物等については権利が消尽し、当該著作物等を更に公衆に譲渡する行為には権利は及びません。

また、複製物等の譲渡を受けたときに譲渡権が消尽していないことを知らず、かつ、知らないことに過失がない者が、その後その複製物等をさらに公衆に譲渡することは、譲渡権を侵害する行為ではないとみなされます。

(注) 消尽とは、一般に権利者等が無体財産を複製物等の有体物の形態で譲渡した場合には、当該有体物についてはその権利の目的を達成したもとしてそれ以降の譲渡について権利の効力は及ばないとする考え方をいいます。

## ⑨ 貸与権 (第26条の3)

映画以外の著作物をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することに関する権利です。貸与には、どのような名義、方法でするかを問わず、貸与と同様の使用の権原を取得させる行為、例えば買戻特約付譲渡等も含まれます(第2条第8項)。

なお、書籍、雑誌については、主として楽譜により構成されているものを除いて、当分の間は貸与権は働きます(附則第4条の2)。

# サークル交流

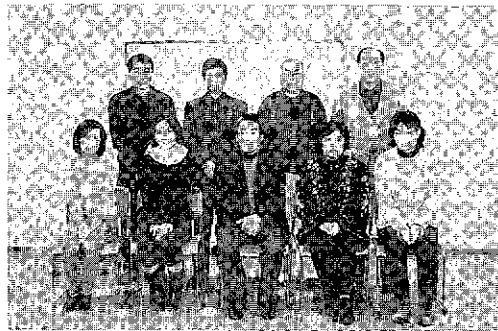
### 継続は力なり

照古屋

この白根市になぜ歴史を学ぶサークルがないのか、と常々思っていた一人ですが、昨年、広報で漢文古文書講座の案内を知り、早速受講し、最終講座で会が作られました。

講師は、白根市史を編纂された竹石遷氏だけに、市の歴史に詳しく、資料も豊富とあって、毎月二回のこのサークルの参加を楽しみにしています。

この会は、発足してまだ数ヶ月で、会員も少数ですが、年齢



層が二十代から七十年代と幅広く、バラエティーに富んだ発想で意見交換できるのも、この会の特長かと思えます。

照古屋という名称は、単に漢文や古文書の解説を学ぶだけでなく、古い物に光を当て、鑑賞し、その頃の時代背景を探ることを目的としたものです。そのため、毎回三十分程度のフリータイムの場を設けて、古い掛軸等を持ち寄って語り合うのもその一つで、会員のコミュニケーションの場でもあります。

今後、史跡巡り等も計画しながらと考えています。

〔漢文・古文書の会〕

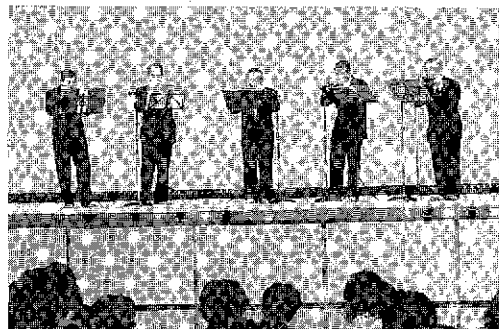
加茂 澄夫 記

### 心の音を求めて

神林 ハーモニカクラブ

ひと昔前なら一度は手にしたハーモニカ。古きよき時代をなつかしむ世相の反映か、今静かなブーム。その波に乗り、数年前にクラブを結成し練習を重ねる。

なにせ六、七十歳のメンバー。アンサンブルで合わせるにも一苦勞ながら、上手や下手は別にして、同じ趣味を持つ者が心を



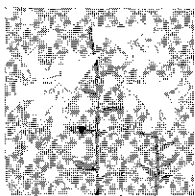
ひとつにして音楽をつくるということは、とても楽しいものです。

老人ホームへの訪問演奏では涙を流して聴いてくれました。感動を共有する喜びです。

「たかがハーモニカされどハーモニカ」何事も努力と継続。息の続く限り、心に響く音を奏でる道を共に進みたいものです。

(同クラブ代表

薄川 保 記)



村の花「ユリ」

### 加茂市公民館

次長 菅家 裕 さん

平成十二年四月に公民館次長として下水道課から颯爽と登場した菅家次長。公民館次長であると同時に兼福祉事務所次長兼以下略。など3つの顔を持つ「オニノヨウニ」凄人なのだ(ルックスは見てのとおり柔和で、しかもユーモアセンスたっぷり)。その菅家次長にもう一つの称号が加



わった。それは、毎年行われている加茂市公

## 素顔 拝見

民館の名物講座「市民大学講座」のことだった。六月七月にかけて毎週水曜の夜に行うこの講座を担当している菅家次長は喋るのも上手なのだ。市民大学講座での名司会ぶりに、いきなり熱烈な女性ファンがついたのだ。いまだかつて無いその出来事に私ども職員は羨望のまなざし(ちょっと、嫉妬していたりして)。そう、それ以来、菅家次長に加わったもう一つの称号とは「マダムキラー」(マダム以外にもファンが多い)なのであった。(加茂市公民館 中野 徹 記)

### 津南町公民館

社会教育主事 福原卓也 さん

税務課、町民課と渡り歩き、四月、やって来ました公民館内生涯学習課へ。法律に従ってやる仕事でもなく、きまっち書類があるわけでもなく、いきなり



その後目の色がすっかり変わって来た卓君。今や持っていた仕事の他にIT主任で忙しい。これは何とかなるかもしれないと安心した係長、最近は大タ主事からITを教わる毎日であります。バスケで鍛えた体と精神力でフル稼働し、津南町公民館の顔となる日を持ちわびています。(津南町公民館 滝沢 元一 記)

(同クラブ代表 薄川 保 記) 社会教育主事の勉強でも行って



恵贈資料紹介

〈県北の三文芸誌〉

文芸むらかみ第 21 号

村上市教育委員会

文芸さんぽく第 16 号

山北町教育委員会

文芸せきかわ第 11 号

関川村教育委員会

紹介が少し遅れましたが、今年も県北の三市町村より、時期を同じくして文芸誌が郵送されて参りました。

発刊の経緯は、それぞれの市町村により特色がありますが、

恵贈資料紹介

京ヶ瀬村

生涯学習推進計画・コスモスプラン

京ヶ瀬村生涯学習推進本部

資料紹介が大変遅くなりましたことをお詫びいたします。

早速内容に入りますが、大きく分けて、総論、基本構想、基本計画、資料編からの構成となっております。

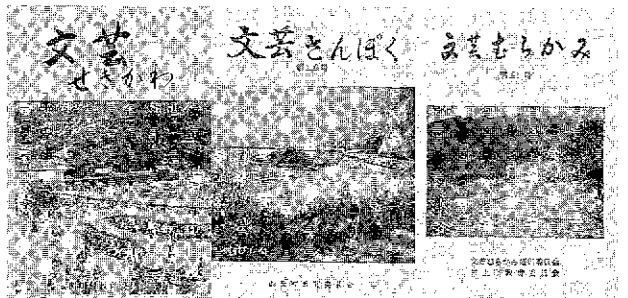
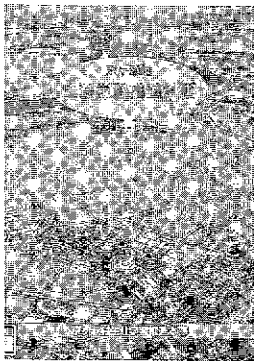
総論では、計画の趣旨・性格・期間・しくみに触れながら基本構想へと導いております。

基本構想では、基本理念・基本方針について記述。

基本計画では、学習の場の充実と振興、生涯学習推進体制の整備と設定し、各章毎に更詳しく記述しております。

ただ残念なことは、各事業との具体的な連携、体系化、達成年度計画等が示されていないことです。もう一つは、やはりその道の専門家、外部からの指導助言を仰いでいないせいか、理論面でも、実践面でも迫力が欠

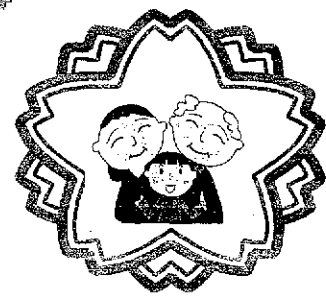
いているような気がいたします。付随資料として、実践計画が必要な気がしてなりません。



平成 13 年 春の全国交通安全運動

新潟県実施要綱 4/6~4/15

手を上げた にっこり笑顔が 渡る道



新潟県交通安全対策連絡協議会

あとがき

◆県公連創立五十年誌がようやく刊行の運びとなります。四十年誌より一まわり充実した内容・装丁となっております。部数にまだゆとりがありますので、ぜひ追加購入申込みを期待しております。

◆市町村財政厳しき折りから、

公民館月報の公費購入数が大幅に減少しております。各公民館におかれましては、委員各位から個人購読への移行をぜひおすすすめしていただきたいものです。◆全公連 50 周年記念式典事業に、関プロ公連として全面支援協力することとなりました。(鈴木記)

表紙解説

第 10 回 新潟市公民館 合同展

各公民館で学習する美術、書、表装、手工芸関係のグループが一堂に作品を展示し、日ごろの学習成果を発表。

(新潟市公民館)

発行所 新潟県公民館連合会 〒951-8053 新潟市川端町 2-9・県林業会館内 TEL・FAX (025)224-6073 発行人 会長 今井 昭 友 夫 編集人 事務局長 鈴木 友 夫 印刷 第一印刷所 〒950-8724 新潟市和合町 2-4-18 TEL (025)285-7161 FAX (025)282-1776 【定価 1 部 150 円 年 共 1,800 円】